

(別紙9)

## 松本市営中央西駐車場の指定管理に係るリスク分担表

段階	種別	種類	内容	分担	
				市	指定管理者
経済リスク	物価	物価	物価の変動に伴う経費の増(ただし、急激な変動があった場合は協議)	-	○
	金利	金利	金利の変動に伴う経費の増	-	○
業務リスク	業務の中止・延期		指定管理者の業務不履行又は破綻によるもの	-	○
			市の債務不履行又は当該業務が不要となったことによるもの	○	-
指定期間共通	地域住民への対応		管理運営業務に係る地域住民からの苦情又は要望に関するもの	-	○
			当該施設の指定管理者制度導入に関する地域住民からの苦情又は要望に関するもの	○	-
	環境の保全		管理運営業務の遂行に伴う環境への悪影響によるもの	-	○
	第三者への賠償		施設の構造上の瑕疵による損害	○	-
			管理運営業務の瑕疵による損害	-	○
労災	労務災害		業務従事者の労務災害等	-	○
再委託	再委託による損害		管理運営業務の一部を再委託された第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害	-	○
不可抗力リスク	不可抗力 (暴風、豪雨、豪雪、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)		不可抗力に伴う事前に対策不可能な経費の増加及び事業履行不能	○	-
			不可抗力に伴う事前に対策可能な経費の増加及び事業履行不能	-	○
申請・協定リスク	書類の誤り		市作成書類(募集要項及び仕様書等)の誤り及び内容の変更によるもの	○	-
			指定管理者作成書類(申請書及び事業計画書等)の誤り及び内容の変更によるもの	-	○
	申請費用		申請に係る費用の負担	-	○
	協定書の誤り		協定書の誤りによるもの	○	○
準備行為	準備行為		管理運営業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練・研修等の実施その他の準備行為	-	○
	業務開始の遅延		市の責に帰すべき遅延によるもの	○	-
			指定管理者の責に帰すべき遅延によるもの	-	○

維持管理業務	維持管理リスク	施設・設備の改修 (原状変更)	安全管理上必要とされる改修	<input type="radio"/>	-
			サービス向上のための改修	-	<input type="radio"/>
	施設・設備・備品の損害	経年劣化によるもの(管理施設及び貸与備品の維持修繕等に関わる費用の累計が、30万円までは指定管理者が負担し、30万円を超える場合は市が負担するものとする。) 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(管理施設及び貸与備品の維持修繕等に関わる費用の累計が、30万円までは指定管理者が負担し、30万円を超える場合は市が負担するものとする。)	施設の構造上の瑕疵による損害	<input type="radio"/>	-
			管理運営業務上の瑕疵による損害	-	<input type="radio"/>
			市の事由による業務内容、用途変更に起因する保守・点検費用の増大	<input type="radio"/>	-
	保守・点検	指定管理者の責による保守・点検費用の増大及び保守・点検の不備による機器の不調によるもの	-	<input type="radio"/>	
			-	<input type="radio"/>	
施設運営業務	施設運営リスク	需要変動	利用者の増減が市の事由(減免、施設機能の一部廃止や変更など)によるもの	<input type="radio"/>	-
			上記以外の事由による利用者の増減によるもの	-	<input type="radio"/>
	利用者への対応	管理運営業務に係る利用者からの苦情又は要望に関するもの	-	<input type="radio"/>	
			上記以外の利用者からの苦情又は要望に関するもの	<input type="radio"/>	-
	セキュリティ	管理運営業務上の瑕疵による情報漏洩、犯罪発生	-	<input type="radio"/>	
自主事業	自主事業リスク	自主事業の実施 (施設の設置目的を達成するため、管理業務の遂行を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用負担により企画実施する事業)	自主事業の実施に伴い発生が想定されるリスク	-	<input type="radio"/>
業務終了	業務終了リスク	原状回復	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う管理物件の原状回復に伴うもの	-	<input type="radio"/>
		業務引継ぎ	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う業務引継ぎ	-	<input type="radio"/>
		撤収	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う撤収費用	-	<input type="radio"/>

※ なお、本表に定める事項について、疑義が生じた場合又は本表に定めのない事項については、市と指定管理者が別途協議し 決定するものとする。